

第18回 定時株主総会

# 招集ご通知



日時

2026年6月23日 (火曜日)  
午前10時 (受付開始:午前9時)



場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京スクエアガーデン5階  
東京コンベンションホール

## 目次

第18回定時株主総会招集ご通知 …………… 2

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 5

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 …… 5

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件…………… 12

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件…………… 19

第5号議案 退任取締役に對する退職慰勞金贈呈の件…………… 20

### 添付書類

第97期事業報告 …………… 21

計算書類…………… 49

第18回定時株主総会会場ご案内略図

PURPOSE

# 企業の未来を支えていく。 日本を変化につよくなる。

MISSION

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、  
ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。

トップメッセージ（動画）



## ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

商工中金は、2025年6月に民営化という大きな転機を迎えました。しかし、この民営化はゴールではなく、スタートラインです。

当金庫の株主は、引き続き、中小企業並びに中小企業団体の皆さまに限定されます。真に中小企業による中小企業のための金融機関として新たな一歩を踏み出しました。

「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」

このPURPOSEの実現に向け、商工中金は変わり続けます。

こうした考え方のもと、当金庫は2035年に向けた長期戦略・変革プランを策定しました。

中小企業と、中小企業に関わるあらゆるステークホルダーを、集めて・つなげて・価値を創る「中小企業経済圏」の構築を通じて、その参加者の価値向上に全力で貢献してまいります。

金融にとどまらない、新たなビジネスモデル。

迅速な意思決定を支える、経営の仕組み。

イノベーションを創出する、人財・組織風土。

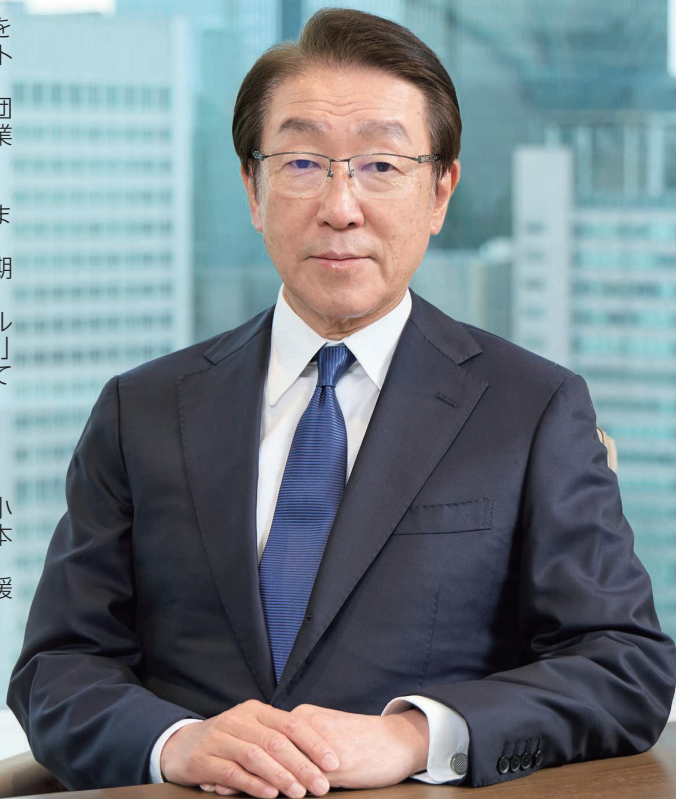
商工中金は、全社を挙げた企業改革に取り組み、「中小企業経済圏」の参加者の皆さまとともに、これからの日本をつくってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2026年6月

取締役社長

関根正裕



2026年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号  
株式会社 商工組合中央金庫  
取締役社長 関 根 正 裕

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2026年6月22日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時	2026年6月23日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

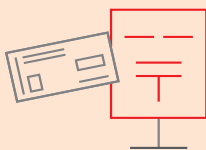
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「事業報告」の「業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要」並びに「計算書類」の「株主資本等変動計算書」及び「注記表」、「連結計算書類」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当金庫ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の事業報告及び計算書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当金庫ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要ですので、ご了承ください。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当金庫株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）  
午後5時10分到着まで

### ■ インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）  
午後5時10分まで

詳細は「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

#### ■ ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承願います。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ☎ 0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

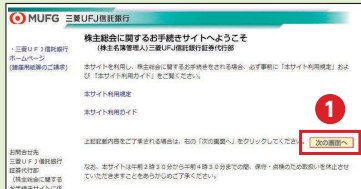
## インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**  
 ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによって実施可能です。  
 (ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)



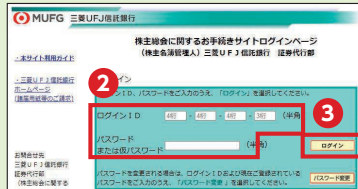
### パソコンの場合 (ログインID・仮パスワードを入力する方法)

#### 1 議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

#### 2 ログインする



- ② お手元の**議決権行使書用紙の右下**に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**を入力
- ③ **「ログイン」**をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法) ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「**ログインID**」「**仮パスワード**」の入力が**不要**になりました！  
 同封の議決権行使書副票 (右側) に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書副票 (右側)



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 剰余金の処分の件

第97期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当金庫普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、6,403,599,010円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
剰余金の配当に係る主務大臣の認可を得ることを条件として、2026年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員は、本総会終了の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名					現在の当金庫における地位等	
1	再任	せき 関	ね 根	まさ 正	ひろ 裕	取締役社長執行役員 (代表取締役)	
2	再任	まき 牧	の 野	ひで 秀	ゆき 行	取締役副会長	
3	再任	なか 中	しお 塩	ひろ 浩	ゆき 幸	取締役常務執行役員	
4	再任	やま 山	だ 田	しん 真	や 也	取締役常務執行役員	
5	再任	いし 石	くろ 黒	ふ 不	じ 二 代	取締役	社外 独立
6	再任	あり 有	ま 馬	あつ 充	み 美	取締役	社外 独立
7	再任	や 夜	く 久	とし 敏	かず 和	取締役	社外 独立
8	新任	みや 宮	はら 原	こう 幸	いち 一 郎	—	社外 独立

候補者番号

1

せき ね  
関根まさ ひろ  
正裕

生年月日 1957年5月18日生

再任



所有する当金庫の株式数

-

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2009年6月	株式会社プリンスホテル取締役上席執行役員 西武鉄道株式会社取締役上席執行役員
2005年2月	西武鉄道株式会社出向		
2007年4月	同入社 株式会社西武ホールディングス入社 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。）入社	2010年6月	株式会社プリンスホテル取締役常務執行役員
		2018年2月	株式会社商工組合中央金庫顧問
		2018年3月	同代表取締役社長
2008年6月	株式会社西武ホールディングス取締役上席執行役員総合企画本部長兼総合企画本部広報室長	2018年6月	同代表取締役社長兼社長執行役員
		2025年7月	同代表取締役社長兼社長執行役員 グループCEO（現任） 現在に至る

## 現在の当金庫の担当

業務執行全般、監査部

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

危機対応業務の不正事案を踏まえ、企業立て直しのプロフェッショナルとして、2018年3月に代表取締役に就任以降、「商工中金経営改革プログラム」に則り、コンプライアンス及びガバナンスの強化はもとより、前例にとられない経営改革、業務改革を実行し、真に中小企業に貢献する新たなビジネスモデルの確立に尽力し、民営化を実現させました。今後も2026年3月に策定した長期戦略及び企業変革アクションプランに基づき、ビジネスモデルをさらに深化させ、盤石な経営基盤を構築していくためには、関根氏の経験と強いリーダーシップの発揮が必要不可欠であるため、候補者いたしました。

候補者番号

2

まきの  
牧野ひで ゆき  
秀行

生年月日 1964年10月7日生

再任



所有する当金庫の株式数

-

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	商工組合中央金庫入庫	2024年4月	株式会社商工組合中央金庫専務執行役員兼システム部長
2018年6月	株式会社商工組合中央金庫監査役	2024年6月	同取締役専務執行役員兼システム部長
2020年6月	同常務執行役員	2025年4月	同取締役専務執行役員
2022年4月	同常務執行役員兼経営企画部長	2025年6月	同取締役副会長（現任） 現在に至る
2023年4月	同常務執行役員		
2023年6月	株式会社商工中金情報システム代表取締役社長		

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

1987年に入庫して以降、39年にわたり当金庫業務に従事しており、現場経験豊富であることに加え、常勤監査役として経営の監督に十分な役割を果たしてきた経験を有しております。現在は取締役副会長を務めており、当金庫生え抜きの役員として培ってきた中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を引き続き当金庫経営に活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号 **3**

なか しお  
**中 塩**

ひろ ゆき  
**浩 幸**

生年月日 1965年11月30日生

再 任



**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1989年 4月 商工組合中央金庫入庫  
2022年 4月 株式会社商工組合中央金庫常務  
執行役員  
2025年 6月 同取締役常務執行役員（現任）  
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

**現在の当金庫の担当**

トラディショナル・バンキング事業本部（RM推進部、ビジネス企画部、危機対応業務部）

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由**

1989年に入庫して以降、37年にわたり当金庫業務に従事しており、現場経験豊富であることに加え、幅広い業務知識を有しております。現在は取締役常務執行役員及びトラディショナル・バンキング事業本部長を務めており、当金庫生え抜きの役員として培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を引き続き当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。

候補者番号 **4**

やま だ  
**山 田**

しん や  
**真 也**

生年月日 1966年4月8日生

再 任



**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1989年 4月 商工組合中央金庫入庫  
2022年 4月 株式会社商工組合中央金庫常務  
執行役員  
2024年 4月 同常務執行役員兼マーケティング  
グループ部長  
2025年 4月 同常務執行役員兼ソリューション  
事業部長  
2025年 6月 同取締役常務執行役員兼ソリューション  
事業部長  
2026年 4月 同取締役常務執行役員兼経営企  
画部長 グループCSO（現任）  
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

**現在の当金庫の担当**

経営企画部、コーポレート・オフィス（経営企画部、コーポレート・コミュニケーション部、財務企画部）、オペレーション本部（事務サポート部）

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由**

1989年に入庫して以降、37年にわたり当金庫業務に従事しており、現場経験豊富であることに加え、幅広い業務知識を有しております。現在は取締役常務執行役員兼経営企画部長、グループCSO及びオペレーション本部長を務めており、当金庫生え抜きの役員として培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を引き続き当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。

候補者番号

5

いし ぐろ ふ じ よ  
石黒 不 二 代

生年月日 1958年2月1日生

再 任

社 外 独 立

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類 等



所有する当金庫の株式数

-

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年1月	ブラザー工業株式会社入社	2015年6月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）社外取締役
1988年1月	株式会社スワロフスキー・ジャパン入社	2021年5月	ウイングアーク1st株式会社社外取締役
1994年9月	Alphametrics, Inc. 社長	2021年6月	ネットイヤーグループ株式会社取締役
1999年1月	Netyear Group, Inc. 取締役	2022年6月	セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（現任）
1999年7月	ネットイヤーグループ株式会社取締役	2023年6月	三井物産株式会社社外取締役（現任）
2000年5月	同代表取締役社長		現在に至る
2013年6月	株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）社外監査役		
2014年3月	株式会社ホットリンク社外取締役		
2014年6月	マネックスグループ株式会社社外取締役		

**重要な兼職の状況**

三井物産株式会社社外取締役  
セガサミーホールディングス株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

ネットイヤーグループの創業者として企業経営及びデジタル分野の豊富な知見を備えていること、及び他の上場会社における社外取締役としての経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者といたしました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能強化の役割を果たしていただくとともに、引き続きデジタル技術を活用したサービス提供についてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。



所有する当金庫の株式数

-

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2022年4月	株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド取締役 株式会社西武リアルティソリューションズ（現株式会社西武不動産） 取締役
2014年4月	株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザリー部長	2023年6月	カルチュア・エンタテインメント株式会社（現カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社） 社外取締役（現任）
2016年4月	同行執行役員国際営業部長	2024年6月	株式会社商工組合中央金庫社外取締役（現任）
2019年4月	西武鉄道株式会社社外取締役 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。）社外取締役	2026年3月	キヤノン株式会社社外取締役（現任） 現在に至る
2020年5月	株式会社高島屋社外取締役（現任） 株式会社大創産業社外取締役		
2021年6月	株式会社西武ホールディングス社外取締役（現任） 西武鉄道株式会社取締役 株式会社プリンスホテル取締役		

## 重要な兼職の状況

株式会社高島屋社外取締役  
株式会社西武ホールディングス社外取締役

カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社社外取締役  
キヤノン株式会社社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関での中小企業金融や高度金融、グローバル分野への知見・経験、他の上場会社においては社外取締役として企業経営全般に携わり、特にサステナビリティ及びDE&I分野に関して豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者といたしました。同氏の経験や見識をもとに、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能強化の役割を果たしていただくとともに、当金庫の人的資本経営への取組みについてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

7

や く とし かず  
夜久 敏和

生年月日 1962年3月3日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

-

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2019年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長グループCCO兼グループCHRO
2012年4月	株式会社三井住友銀行執行役員		株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員
2014年4月	同行常務執行役員	2020年5月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表執行役副社長グループCHRO
2016年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員		株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員
2017年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員グループCCO兼グループCHRO	2023年4月	株式会社三井住友銀行上席顧問
	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員	2025年6月	株式会社商工組合中央金庫社外取締役（現任）
			現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関での中小企業金融への知見・経験に加え、企業経営にも携わり、同グループのCHROやCCOも務め、特にDE&I及び人的資本経営やコンプライアンス分野に関する高度な知見を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者いたしました。同氏の経験や見識をもとに、取締役会の適切な意思決定と経営のガバナンス機能強化の役割を果たしていただくとともに、当金庫の人的資本経営への取組みについてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

みや はら こう いち ろう  
宮原 幸一郎

生年月日 1957年3月10日生

新任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

-

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	電源開発株式会社入社	2023年6月	株式会社日本取引所グループ取締役
1988年4月	東京証券取引所入所	2025年4月	株式会社JPX総研参与
2015年6月	株式会社東京証券取引所代表取締役社長	2025年6月	株式会社阪急阪神ホールディングス社外取締役（現任）
2020年6月	株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCo-COO		現在に至る
2022年4月	株式会社JPX総研代表取締役社長		

## 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神ホールディングス社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

証券取引所での知見・経験に加え、企業経営にも携わり、特に法律・コンプライアンス、DX・IT及びサステナビリティ分野に関する高度な知見を当金庫経営に活かしていただくため、候補者いたしました。同氏の経験や見識をもとに、取締役会の適切な意思決定と経営のガバナンス機能強化の役割を果たしていただくとともに、当金庫のコンプライアンスやシステム、サステナビリティ分野への取組みについてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。

- 注1. 各候補者と当金庫との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 石黒不二代氏、有馬充美氏、夜久敏和氏及び宮原幸一郎氏は、社外取締役候補者であります。
  - 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
石黒不二代氏は、2022年6月21日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。有馬充美氏は、2024年6月20日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。夜久敏和氏は、2025年6月19日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - 取締役との責任限定契約について  
当金庫は、牧野秀行氏、石黒不二代氏、有馬充美氏及び夜久敏和氏の間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、宮原幸一郎氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 会社役員との補償契約について  
当金庫は、会社役員が責任追及の可能性に委縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、関根正裕氏、牧野秀行氏、中塩浩幸氏、山田真也氏、石黒不二代氏、有馬充美氏及び夜久敏和氏の間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。なお、各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、宮原幸一郎氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、同氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を本総会終結後に締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2（4）補償契約」に記載のとおりであります。
  - 役員等賠償責任保険契約について  
当金庫は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。なお、各候補者の選任に係る本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

はやかわ  
早川みか  
美佳

生年月日 1965年9月4日生

再任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社日経リサーチ入社  
2019年1月 株式会社商工組合中央金庫入庫  
2023年4月 同執行役員D&I推進部長  
2024年4月 同執行役員DE&I推進部長  
2024年6月 同取締役（監査等委員）（現任）  
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

調査会社において社会情勢や企業・組織内の調査・分析と営業に長年携わり、当金庫においてはDE&I推進部長としてダイバーシティーや組織風土改革を主導して顕著な成果をあげております。引き続き、外部企業及び当金庫社員としての豊富な経験と、特にDE&Iの観点からの幅広い見識を当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号

2

なかた  
中田なおゆき  
直之

生年月日 1971年8月5日生

新任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 商工組合中央金庫入庫  
2025年4月 株式会社商工組合中央金庫執行役員業務改革部長兼システム部長  
2026年4月 同執行役員システム部長（現任）  
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

1995年に入庫して以降、31年にわたり当金庫業務に従事しており、現場経験豊富であることに加え、幅広い業務知識を有しております。現在は執行役員システム部長として、昨今のシステム分野における高度な危機管理体制の構築にも取り組んできており、当金庫社員として培った豊富な経験と、中小企業金融、DX・IT、サステナビリティについての幅広い見識を当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号

3

こ がゆ  
小 粥じゆん こ  
純 子

生年月日 1967年10月10日生

再 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

-

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1991年 4月	中央新光監査法人入所	2020年12月	日本調理機株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
1994年 3月	公認会計士登録	2021年 6月	株式会社日新社外取締役 (監査等委員)
2006年 9月	あらた監査法人 (現PwC Japan 有限責任監査法人) 入所	2021年12月	大和ハウスリート投資法人監督役員 (現任)
2012年 8月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長	2022年 3月	株式会社セレス社外取締役 (監査等委員)
2012年10月	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授 (現任)	2022年 6月	株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役 (現任)
2020年 1月	小粥純子公認会計士事務所開設 (現任)	2024年 6月	株式会社商工組合中央金庫社外監査役 同社外取締役 (監査等委員) (現任)
2020年 3月	税理士登録		株式会社TBSホールディングス社外監査役 (現任)
2020年 4月	竹内純子税理士事務所入所 (現任)		株式会社TBSテレビ監査役 (現任) 現在に至る

**重要な兼職の状況**

東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授  
小粥純子公認会計士事務所代表  
日本調理機株式会社社外取締役 (監査等委員)

大和ハウスリート投資法人監督役員  
株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役  
株式会社TBSホールディングス社外監査役  
株式会社TBSテレビ監査役

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

公認会計士及び東北大学大学院教授等として、財務及び会計に関する専門知識を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言を行うなど、監査等委員である社外取締役として経営の監督に十分な役割を果たしていただいております。引き続き、これらの豊富な経験と幅広い見識を当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくことで、その役割を果たされることが期待されることから、候補者としていたしました。

候補者番号

4

か わ む ら  
川 村ゆ う す け  
雄 介

生年月日 1953年12月5日生

再 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

-

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1977年 4月	大和証券株式会社入社	2017年10月	商工中金の在り方検討会座長
2000年 4月	長崎大学経済学部経済学研究科教授	2018年 4月	商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会委員長
2010年 4月	株式会社大和総研専務理事	2019年 4月	日本証券業協会特別顧問
2011年 1月	財務省財政制度等審議会委員	2020年 4月	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 (現任)
2012年 4月	株式会社大和総研副理事長	2020年 6月	東洋アルミニウム株式会社社外取締役 (現任)
2013年 2月	金融庁企業会計審議会委員	2021年 3月	キヤノン株式会社社外取締役 (現任)
2017年 6月	三井製糖株式会社 (現DM三井製糖株式会社) 社外取締役 (監査等委員) (現任)	2024年 6月	株式会社商工組合中央金庫社外取締役 (監査等委員) (現任) 現在に至る

**重要な兼職の状況**

DM三井製糖株式会社社外取締役 (監査等委員)  
一般社団法人グローバル政策研究所代表理事

東洋アルミニウム株式会社社外取締役  
キヤノン株式会社社外取締役

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

大学教授、財務省や金融庁の審議会委員、日本証券業協会の特別顧問などを務め、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家であり、商工中金の在り方検討会座長、経営及び危機対応業務に関する評価委員会委員長を務めるとともに、社外取締役 (監査等委員) としての経験も豊富であります。引き続き、同氏の豊富な経験と幅広い見識を活かした当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言などの役割を果たされ、当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくことが期待されることから、候補者としていたしました。

候補者番号

5

いし かわ  
石川たか のり  
貴教

生年月日 1974年10月13日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

-

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年1月	森・濱田松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）
2003年10月	森・濱田松本法律事務所入所 弁護士登録（東京弁護士会所属）	2017年10月	株式会社商工組合中央金庫コンプライアンス委員会委員長
2013年7月	金融庁監督局銀行第一課出向 （課長補佐）	2024年6月	同社外取締役（監査等委員） （現任） 現在に至る

## 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法的な専門知識を有し、金融庁への出向や当金庫のコンプライアンス委員会委員長を務めてきたことに加え、他の金融機関についても幅広くコンプライアンス関連の指導を行っていることから、金融機関の実情についても精通しております。引き続き、同氏の豊富な経験と幅広い見識を活かした当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言などの役割を果たされ、当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくことが期待されることから、候補者となりました。

- 注1. 各候補者と当金庫との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 注2. 小粥純子氏、川村雄介氏及び石川貴教氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 注3. 川村雄介氏は、2026年6月開催予定のDM三井製糖株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。
- 注4. 監査等委員である社外取締役候補者が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数について  
小粥純子氏、川村雄介氏及び石川貴教氏は、2024年6月20日から当金庫の監査等委員である社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 注5. 監査等委員である取締役との責任限定契約について  
当金庫は、早川美佳氏、小粥純子氏、川村雄介氏及び石川貴教氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、中田直之氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 注6. 会社役員との補償契約について  
当金庫は、早川美佳氏、小粥純子氏、川村雄介氏及び石川貴教氏の各氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。なお、各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、当該契約を継続する予定であります。また、中田直之氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当金庫は、同氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を本総会終結後に締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2（4）補償契約」に記載のとおりであります。
- 注7. 役員等賠償責任保険契約について  
当金庫は、監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。なお、各候補者の選任に係る本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## (ご参考) 当金庫の社外役員の独立性基準

当金庫における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当金庫又はその関係会社の業務執行取締役、執行役員若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）である者、及びその就任の前10年間に於いて当金庫又はその関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当金庫の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (3) 当金庫又はその関係会社と重要な取引関係（※1）がある者又はそれが法人・団体等である場合の当該者若しくはその関係者（関係会社と類似する関係にある者）の業務執行者である者
- (4) 当金庫又はその関係会社の弁護士やコンサルタント等として、当金庫役員報酬以外に直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受け取っている者。また、それが法人・団体等である場合、当該法人・団体等が当金庫又はその関係会社において重要な取引関係がある場合における、当該法人・団体等に属する者
- (5) 当金庫又はその関係会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当金庫又はその関係会社から直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (7) 上記(2)から(6)までについて過去3年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者又は二親等以内の親族が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者
- (9) 当金庫又はその関係会社から取締役を受入れている会社又はその関係会社の業務執行者である者
- (10) 社外役員としての在任期間が8年を経過している者
- (11) その他、当金庫の一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

ただし、上記(1)から(10)までに該当するものがある場合でも、指名委員会が総合的に判断しその独立性を有する社外役員として相応しい者として認め、取締役会において独立性を有する社外役員候補者として決議した場合は、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。

その場合においては、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

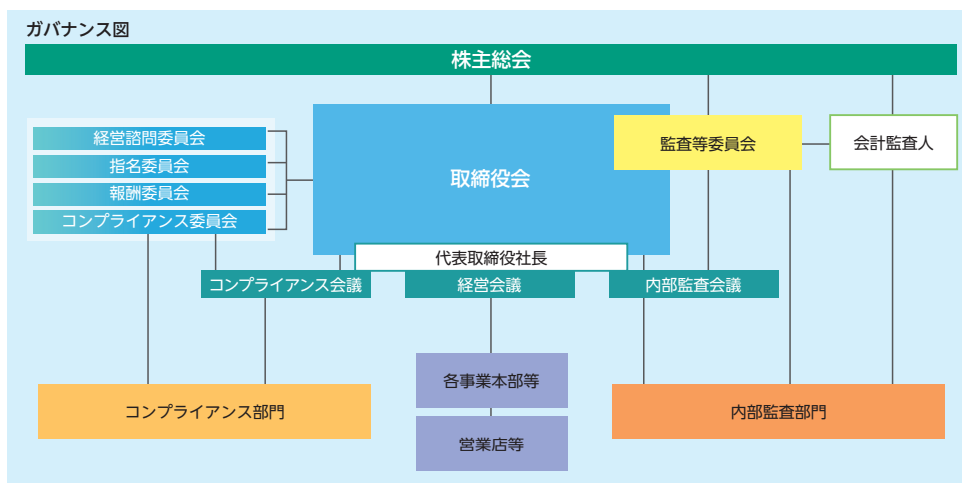
(※1) 重要な取引関係とは、当金庫の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を基準に判定

## (ご参考) 本総会後の取締役会メンバーについて

監査等委員である取締役を除く取締役候補者8名及び監査等委員である取締役候補者5名が本総会において選任された後の取締役会メンバーは以下のとおりです。

氏名	本総会後の当金庫における地位等	役員の専門性									
		企業経営	金融	財務会計	法律・コンプライアンス	グローバル	DX・IT	サステナビリティ	人的資本経営・DE&I	リスクマネジメント	中小企業
再任 関根正裕	取締役社長執行役員 (代表取締役)	●	●							●	●
再任 牧野秀行	取締役副会長		●	●			●			●	●
再任 中塩浩幸	取締役常務執行役員		●							●	●
再任 山田真也	取締役常務執行役員		●	●				●			●
再任 石黒不二代	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>	●				●	●		●		
再任 有馬充美	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>		●			●		●	●		●
再任 夜久敏和	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>	●	●		●				●		●
新任 宮原幸一郎	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>	●	●		●		●	●			
再任 早川美佳	取締役 (監査等委員)							●	●		
新任 中田直之	取締役 (監査等委員)		●	●			●	●			●
再任 小粥純子	取締役 (監査等委員) <b>社外</b> <b>独立</b>			●		●		●		●	●
再任 川村雄介	取締役 (監査等委員) <b>社外</b> <b>独立</b>		●		●	●		●			●
再任 石川貴教	取締役 (監査等委員) <b>社外</b> <b>独立</b>		●		●					●	

## (ご参考) 商工中金のガバナンス



## 主要な会社機関の内容

### 取締役会

取締役会は、過半数の社外取締役（7／13名）で構成されます。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行います。

### 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されます。監査等委員は、取締役の職務の執行を適法性・妥当性の観点から監査し、監査等委員会は、監査報告の作成、監査等委員以外の取締役の選任等に関する意見の決定、監査方針の決定等を行います。

### 経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、当金庫の株主又は取引先の役員の中から構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただきます。

### 指名委員会・報酬委員会

役員人事並びに役員報酬及び退職慰労金に係る業績評価について、社外取締役等で構成される「指名委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただきます。

### コンプライアンス委員会

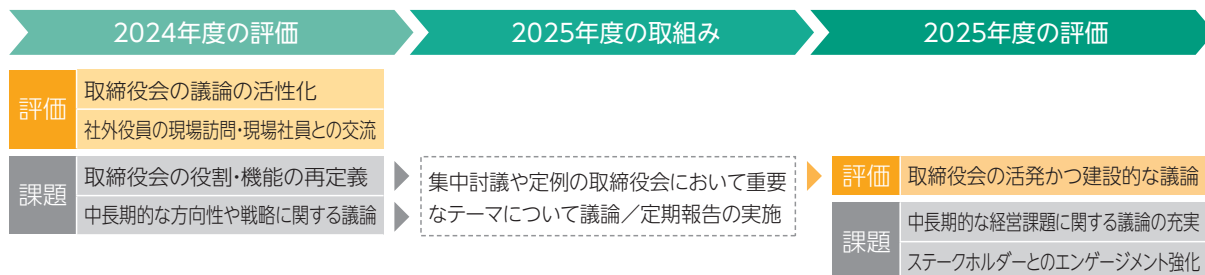
不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただきます。

## (ご参考) 取締役会の実効性評価

当金庫では、ガバナンスの徹底強化を図るべく、2018年度から、取締役会の実効性評価を行っております。取締役会のメンバー全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役（監査等委員である取締役を含みます。）への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計のうえ、取締役会での討議を経て、次年度の取組方針を決定しております。毎年度、このようなPDCAサイクルを回していくことで、企業価値向上に向けた、取締役会の機能強化を図っております。

2025年度の実効性評価を社内アンケート調査にて実施したところ、「取締役会では適切な議長のリードのもと、活発かつ建設的な議論が行われている」等の意見があり、総合的に評価が高いことが確認されました。また、監査等委員会・指名委員会の構成及び運営についても概ね高い評価が得られており、社外取締役への支援体制を含め、ガバナンス基盤が着実に整備されている点も確認されました。一方で、「人財戦略、ポートフォリオの見直し、リスク許容など中長期的な経営課題に関する具体テーマについての深い議論」、「長期戦略を踏まえた丁寧な対話を通し、株主を含むステークホルダーとのエンゲージメント強化」、「取締役会の役割明確化とアジェンダの絞り込みを通じた議論の質向上」などの課題が挙げられました。

上記課題のもと、取締役会での討議を経て、2026年度の取組方針を決議いたしました。決議内容の一部について、以下のとおりご紹介いたします。



## 2025年度の実効性評価結果を踏まえた2026年度の取組み

—2026年度の取締役会の運営基本方針—

「パーパス実現に向けた中長期的な戦略を議論する取締役会」の定義のもと、新たな長期戦略の実行モニタリング、ステークホルダーへの訴求を議論の中心とする。具体的には、以下を重点テーマとする。また、重点テーマの議論に注力するため、審議時間の有効活用及び議論の質向上に取り組む。

- 中長期的な方向性や戦略に関する議論の充実…新たな長期戦略の実行モニタリングを行うにあたり、ローリング型経営管理における中長期的な方向性や戦略に関する議論の高度化を図り、必要に応じて戦略の軌道修正を行う。
- 多様なステークホルダーとの関係性の深化…中小企業を取り巻く経営環境や現場の実情を把握し、長期的な戦略及びその実行に意見を反映させる。また、研修や現場訪問、株主・取引先との対話やアンケート等から得られた知見を通じて、ステークホルダーとの関係性を深める。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

の ざ き  
野 崎  
あ ぎ ら  
晁  
生年月日 1957年11月20日生

社 外

独 立

## 略歴、地位、及び重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2007年6月	株式会社整理回収機構常務執行役員
1995年4月	長島・野崎法律事務所開設	2011年6月	NECフィールディング株式会社監査役
2003年3月	野崎法律事務所開設（現任）	2015年6月	イチカワ株式会社社外取締役
2006年4月	株式会社スロー・グループ（現第一アイベ ット損害保険株式会社）社外監査役	2017年6月	株式会社Jーオイルミルズ社外取締役 同監査役
2006年9月	株式会社マクロミル社外監査役		現在に至る

## 所有する当金庫の株式数

-

## 重要な兼職の状況

野崎法律事務所代表（弁護士）

## 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法的な専門知識を有しており、株式会社整理回収機構常務執行役員及び他の上場企業での社外監査役として培った豊富な経験と幅広い見識を活かした当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言により、経営の監督に役割を果たされることが期待されることから、候補者としたしました。

- 注1. 候補者と当金庫との間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 注3. 監査等委員である取締役との責任限定契約について  
当金庫は、監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。候補者が監査等委員である取締役就任した場合、当金庫は、候補者との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 注4. 会社役員との補償契約について  
当金庫は、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、候補者との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2（4）補償契約」に記載のとおりであります。
- 注5. 役員等賠償責任保険契約について  
当金庫は、監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

当金庫は、本総会終結の時をもって退任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）大久保和孝氏、及び監査等委員である取締役寺内真彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当金庫の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、退任監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、事業報告「2（2）会社役員に対する報酬等」に記載の当金庫取締役会が決定した役員の報酬等の算定方法の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
おお	く	ぼ	かず	たか	2020年6月 当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
大	久	保	和	孝	
てら	うち	まさ	ひこ		2024年6月 当金庫取締役（監査等委員） 現在に至る
寺	内	真	彦		

以上

## 1 当金庫グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 【主要な事業内容】

当金庫グループ（以下、本項目1（1）においては「当金庫」といいます。）は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### 【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済は、外部環境の不確実性が残る中でも、全体として緩やかな回復基調を維持しました。輸出や生産は、米国の通商政策や地政学リスクの影響を受け、足踏みもみられました。概ね横ばい圏で推移しました。物価は、食料品価格の上昇などを背景に上昇基調で推移し、賃上げは引き続き高い水準で実施されました。個人消費は、物価高の影響から消費マインドに弱さがみられたものの、所得環境の改善を背景に、持ち直しの動きがみられました。

こうした中で、当金庫のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」から中小企業の景況感をみますと、2025年度前半にかけて通商政策の影響などによる不透明感から弱含む局面がみられたものの、2025年度後半には内需が底堅く推移する中、改善の兆しがみられました。もっとも、先行きについては、地政学リスクや資源価格動向等を踏まえ、引き続き注視が必要であります。

金融面では、日本銀行が2025年12月に政策金利を0.75%程度に引き上げ、約1年ぶりの利上げを実施しましたが、緩和的な金融環境は引き続き維持されました。一方、2025年度末にかけては中東情勢の緊張の高まりを背景に、原油価格や金融資本市場の変動への警戒が高まり、先行きに注視が必要であります。

#### 【事業の経過及び成果】

このような金融経済環境のもと、当金庫は、中小企業のための金融機関として、個々のお客さまの経営課題に踏み込み、実態に即したソリューションの提供に努めてまいりました。原材料価格の上昇や人手不足などにより経営環境が一層厳しさを増す中、当期においては、運転資金や設備資金といった資金需要への対応に加え、事業承継、経営改善、さらにはストラクチャードファイナンスや国際業務等の分野にも取り組むなど、お客さまの将来を見据えた支援に注力しました。

また、2025年6月には改正商工中金法が施行され、当金庫は民営化を果たしました。同法により、当金庫の業務範囲の一部が銀行法上の銀行と同様となるよう見直された一方で、株主資格の制限や特別準備金、危機対応業務の責務等の措置は引き続き維持されております。当金庫は、こうした変化を踏まえつつ、金融機関としての健全性を確保しながら、安定的な業務運営に取り組んでまいりました。

このような活動により、当期は、次のような成果を収めることができました。

この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

預金は、期末残高が前期末比5,693億円増加し、6兆7,928億円となりました。

債券は、期末残高が前期末比812億円減少し、3兆1,287億円となりました。

貸出金は、金利の上昇等先行きの不透明感が強まる中、事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比1,015億円増加し、9兆7,435億円となりました。

特定取引資産は、期末残高が前期末比162億円増加し、418億円となりました。

特定取引負債は、期末残高が前期末比152億円増加し、308億円となりました。

有価証券は、市場環境を注視しつつ分散投資を行った結果、期末残高は前期末比378億円増加し、1兆3,587億円となりました。

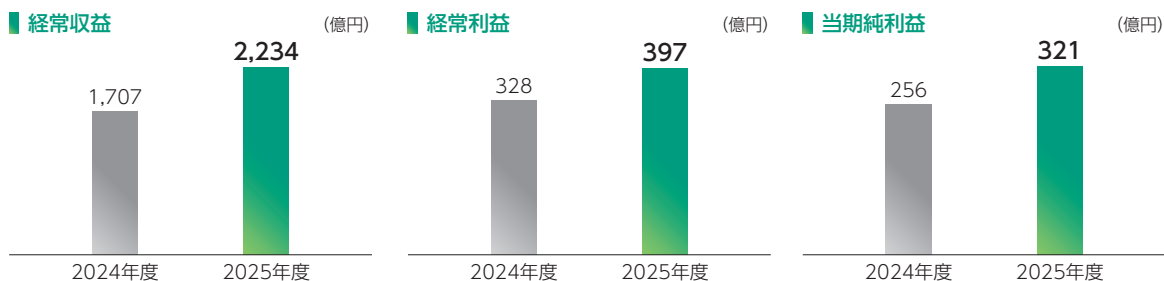
総資産は、期末残高が前期末比2,229億円増加し、12兆4,104億円となりました。

内国為替取扱高は、前期比6兆4,932億円増加し、31兆1,628億円となりました。

外国為替取扱高は、貿易取引及び貿易外取引が増加した結果、前期比3,984百万ドル増加し、12,527百万ドルとなりました。

経常収益は、資金運用収益等が増加した結果、前期比527億円増加し、2,234億円となりました。経常費用は、資金調達費用等が増加した結果、前期比459億円増加し、1,837億円となりました。

以上により、経常利益は前期比68億円増加し、397億円となり、当期純利益は前期比65億円増加し、321億円となりました。



○目標とする経営指標 (単体)

経営指標	2025年度実績	2026年度目標
業務粗利益	1,405億円	1,460億円
経常利益	397億円	380億円
純利益	321億円	280億円
○HR (経費率=経費/業務粗利益)	60.3%	60%程度

## 【対処すべき課題】

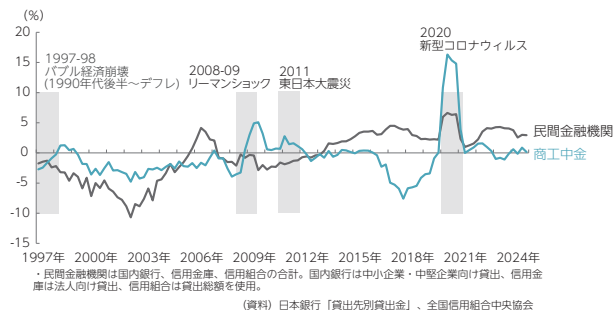
国内人口減少や国内需要の縮退、労働供給力の低下等に対し、技術革新（DX・AI活用）で対抗するも、日本の国際競争力は低下しております。他方で、足元では原材料価格や人件費の上昇、「金利のある世界」への移行等、日本経済を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。今後も、米国の通商政策や日中関係悪化の影響、海外経済の減速、資源価格の変動、地政学リスクの高まりなどの影響により、外部環境の変化が激しく、先行きは依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

そういった状況下におきましても、当金庫はこれまでと同様に、長期安定的な融資スタンスを基本とし、大規模災害や経済危機の際には機動的な危機対応業務を実施するなど、資金繰りをサポートしてまいります。また、これまで各期の利益水準にかかわらず、また、経済環境に左右されず、安定して一株当たり3円の配当を継続してまいりましたが、引き続き株主還元の実現も図ってまいります。

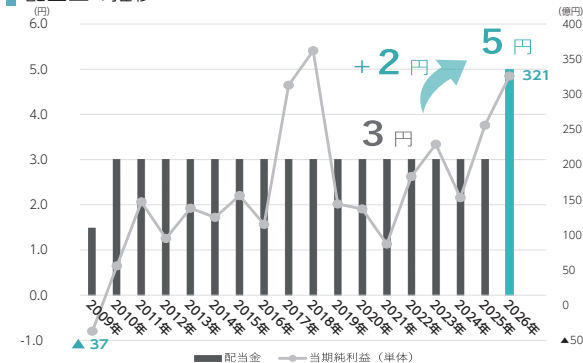
安心と豊かさを生み出すパートナーとして、「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」というPURPOSEのもと、お客さまの経営課題の解決をお手伝いすることで変化につよい社会を実現すべく、これからも取り組んでまいります。

## 機動的な貸出・安定配当の推移

■ 商工中金の貸出と民間金融機関の中小・中堅企業向け貸出増減率の推移（前年同期比増減率）



■ 配当金の推移



当金庫は、2022年5月18日に公表した2022年度から2024年度までの中期経営計画における目標を概ね達成し、そして、2025年6月に政府が保有していた当金庫株式全ての処分が完了したことで民営化を実現し、大きな転換点を迎えました。

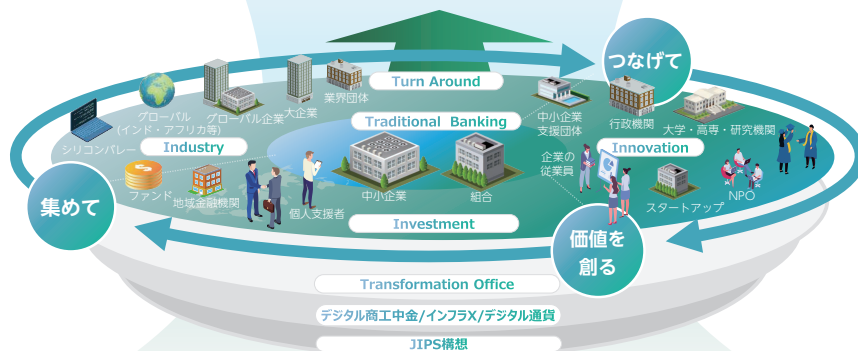
このような外部環境や中小企業への影響、当金庫を取り巻く状況を踏まえ、新たに長期的に目指す姿と、その具体的な行動プランとして、「長期戦略・変革プラン」を策定し、2026年3月6日に公表いたしました。

長期戦略・変革プランは、「集めて・つなげて・価値を創る」をキーワードとして、当金庫のPURPOSEである「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」の実現に向け、中小企業に関わる様々な関係者が集まり・つながり・価値が生まれるオープンな社会「中小企業経済圏」の確立・活性化を目指し、当金庫が「プロデューサー」として主役である中小企業を支え、「中小企業経済圏」の参加者の価値向上に貢献することを目的としております。

外部情報と経営資源が不足する日本の中小企業のために、「中小企業経済圏」を掲げ、そこに「集まる」多様な参加者を「つなげて」、お客さま本位で新たな価値創造に取り組んでまいります。

## 長期戦略・変革プラン —“集めて・つなげて・価値を創る”中小企業経済圏—

“中小企業経済圏”とは、中小企業に関わる様々な関係者が集まり・つながり・価値が生まれるオープンな社会



2035年に向けた長期戦略のキーワード：「集めて」、「つなげて」、「価値を創る」

今回策定した長期戦略・変革プランを推進・実行するために、中小企業専門金融機関としての90年の歴史が築き上げた当金庫が誇る、以下の「3つの資産」をこれまで以上に活用いたします。

当金庫が誇る「3つの資産」とは、①全国及び海外に広がる営業基盤と地域金融機関や中小企業支援団体、産学官、大企業などからなる「重層的な連携ネットワーク」、②株主である中小企業組合・中小企業や、中金会・ユース会などお客さまとのネットワークと経営環境に左右されない長期的な取引スタンスに基づく「全国に広がるお客さまとの信頼関係」、③中小企業専門金融機関として培った経験・ノウハウ・実績に基づくブレないスタンス、課題解決・成長支援を支える多様な人材からなる「志を持つ役職員のプロデューサー集団」です。

これら「3つの資産」を掛け合わせ、さらに、「ビジネスモデル」、「経営の仕組み」、「人材・組織風土」を変革する全社改革と組み合わせることで、当金庫にしかできないお客さまへの貢献と価値提供の実現を目指してまいります。

## 商工中金グループが誇る「3つの資産」を 掛け合わせることで、更なる顧客貢献と価値提供へ



株主・お客さまの会・長期的な取引スタンスからなる

### 全国に広がるお客さまとの信頼関係



中小企業



全国・海外拠点網、地域金融機関や関係団体・産学官との 中小企業の課題解決・成長支援への志を共にする役職員の

### 重層的な連携ネットワーク

### プロデューサー集団

当金庫は、「3つの資産」を掛け合わせ、中小企業の皆さまに以下の「5つの変革」を起こすことで、長期戦略・変革プランを実行し、「中小企業経済圏」の確立・活性化の実現を目指します。

① 「タテからヨコへ、点から面へ」

これまで“タテ”や“点”でつながっていた関係性を、当金庫が集めて・つなげて“ヨコ”や“面”とすることで、中小企業を主役に据えて様々な価値を創り、日本全体の競争力向上に繋げていく

② 「連携から共創へ」

地域を超えて地域金融機関・投資家・パートナー・専門人財を集めて・つなげることで、課題解決・成長支援機能を拡大する

③ 「守りから成長へ」

全国の産業・企業情報と当金庫の産業知見を統合したインテリジェンス機能、空白地帯となっている中小・中堅企業への投資銀行機能の提供を通じて、平時でも有事でも挑戦できる環境を提供していく

④ 「ローカルからグローバルへ」

海外企業・海外VC・専門パートナーを束ねることで、中小企業の海外展開に必要な機能を一体で提供し、地域金融機関とともに地域金融力強化を図り地域活性化に貢献する

⑤ 「DXからAXへ」

リアルとデジタルの両面で当金庫が蓄積してきたデータをもとに、「AIデータ基盤」を構築し、「中小企業経済圏」の参加者に「価値ある情報」として提供していく

## 中小企業経済圏の確立・活性化に向けた5つの変革

### 1. “タテからヨコへ”、“点から面へ”

「中小企業を主役」に据えて様々な価値を創造

### 2. “連携から共創へ”

課題解決・成長支援機能を拡大し、価値の創り方を変える

### 3. “守りから成長へ”

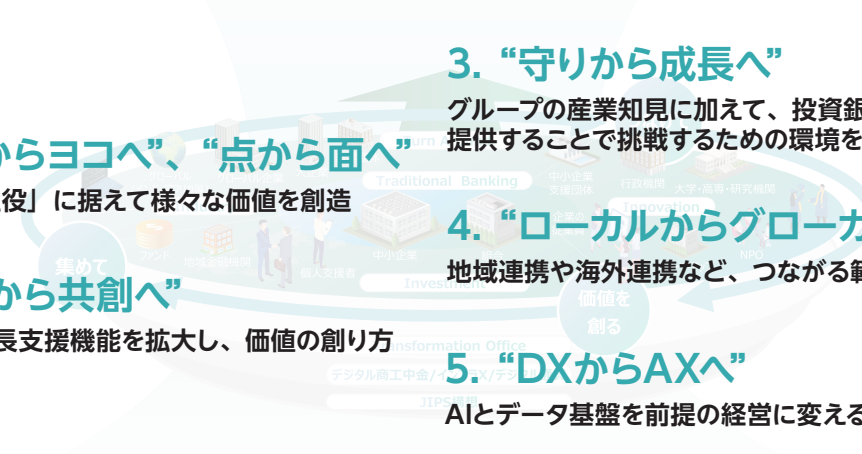
グループの産業知見に加えて、投資銀行機能を提供することで挑戦するための環境を変える

### 4. “ローカルからグローバルへ”

地域連携や海外連携など、つながる範囲を変える

### 5. “DXからAXへ”

AIとデータ基盤を前提の経営に変える

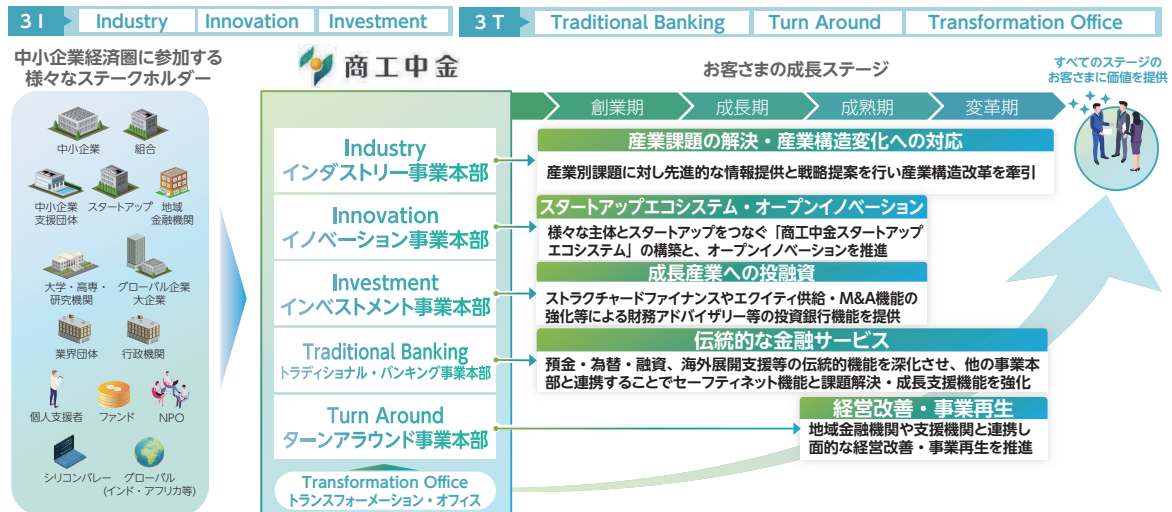


当金庫は、「5つの変革」の実行を加速させ、当金庫のPURPOSE・MISSIONに基づく「中小企業経済圏」の確立・活性化を目指し、全社改革を継続していくために、組織再編を実施いたしました。

今回、「インダストリー事業本部」、「イノベーション事業本部」、「インベストメント事業本部」、「トラディショナル・バンキング事業本部」、「ターンアラウンド事業本部」の5つの事業本部を設立し、自らの「ビジネスモデル」、「経営の仕組み」、「人財・組織風土」を変革する全社改革に引き続き取り組んでまいります。主な取り組みとして、産業課題の解決・産業構造変化への対応、スタートアップエコシステム・オープンイノベーション、成長産業への投融資、伝統的な金融サービス、経営改善・事業再生サービスなどをお客さまに提供してまいります。

5つの事業本部を中心に“3IT”の機能を用いて、「中小企業経済圏」に参加する様々なステークホルダーと連携を図ることで、お客さまの成長ステージに合わせて価値を提供してまいります。

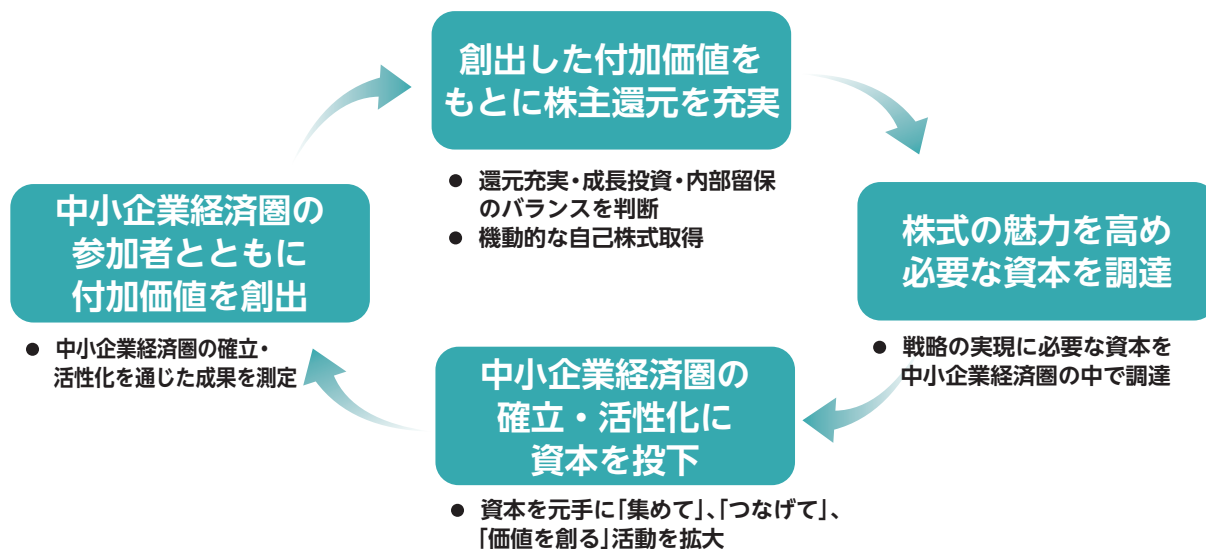
## 5つの変革を実現するための組織再編



以上のように、長期戦略・変革プランを着実に実行し、「中小企業経済圏」の参加者とともに創出した付加価値は、還元充実・成長投資・内部留保のバランスを判断しながら、メンバーシップバンクとして株主の皆さまや「中小企業経済圏」のステークホルダーに還元してまいります。これまで継続してきた安定配当を基本としつつ、市場環境や経営環境を踏まえ、中長期的に配当額を引き上げていくことで、「中小企業経済圏」の確立・活性化とともに、株主かつお客さまである中小企業と当金庫が共に成長していく好循環の資本政策モデルを形成いたします。

この考え方に基づき、今回の議案のとおり、第97期の期末配当は増配を予定しております。加えて、機動的な自己株式の取得など、株主還元の充実について今後もしっかりと検討してまいります。

## 資本循環・株主還元の充実



当金庫は、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(ご参考)

<持続可能な社会の実現に向けた取組み>

**【基本的な考え方】**

当金庫は、中小企業組合や中小企業の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・役職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点(※)を設定し、具体的な目的と行動を定めております。

(※)当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの。

**【気候変動リスクへの対応】**

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くのお取引先に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。近年、異常気象による被害が甚大化しており、持続可能な社会の実現に向けて、世界各国で気候変動に対応していく動きが広がっております。当金庫は、お取引先の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

気候変動リスクが当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行い、組織のレジリエンスを高めてまいります。

当金庫は、気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、国際的なサステナビリティ開示基準が推奨する形での情報（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の開示に取り組んでおります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	5,786,324	6,235,221	6,223,473	6,792,859
定期性預金	3,396,472	3,527,160	3,650,342	4,099,864
その他	2,389,852	2,708,061	2,573,131	2,692,994
債 券	3,448,850	3,296,400	3,209,990	3,128,790
社 債	80,000	100,000	100,000	130,000
貸 出 金	9,639,065	9,627,443	9,642,020	9,743,592
融資対象団体等向け	9,448,918	9,419,062	9,488,959	9,558,547
融資対象団体等向け以外	190,146	208,381	153,061	185,045
特定取引資産 (トレーディング資産)	18,465	20,922	25,522	41,822
特定取引負債 (トレーディング負債)	10,356	11,650	15,578	30,804
有 価 証 券	977,951	1,219,610	1,320,904	1,358,717
国 債	340,828	560,085	764,694	869,469
その他	637,122	659,524	556,210	489,247
総 資 産	12,980,499	13,226,795	12,187,490	12,410,469
内 国 為 替 取 扱 高	20,468,896	22,313,103	24,669,575	31,162,824
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 7,585	百万ドル 6,988	百万ドル 8,542	百万ドル 12,527
経 常 利 益	30,836	21,918	32,824	39,709
当 期 純 利 益	22,998	15,363	25,635	32,146
1株当たり当期純利益	円 銭 10 56	円 銭 7 6	円 銭 11 78	円 銭 22 5

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

### (参考) 連結業績

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	161,030	167,053	194,286	247,422
経 常 利 益	31,426	22,356	33,018	40,409
親会社株主に帰属する 当期純利益	23,332	15,683	25,750	32,619
純 資 産 額	1,005,142	1,040,266	1,038,410	937,585
総 資 産	13,049,997	13,308,663	12,265,465	12,509,799

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,389人
平 均 年 齢	38年10月
平 均 勤 続 年 数	15年2月
平 均 給 与 月 額	492千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 ( 1 )
東 北 地 区	9 ( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	35 ( 6 )
東 海 地 区	10 ( 1 )
北 陸 地 区	4 ( ー )
近 畿 地 区	15 ( 1 )
中 国 地 区	10 ( 1 )
四 国 地 区	4 ( ー )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	11 ( ー )
国 内 計	103 ( 11 )
海 外 計	1 ( ー )
合 計	104 ( 11 )

- 注1. 該当がない場合は「ー」で表示しております。  
 2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末

4 カ 所

#### ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
つくば営業所	茨城県つくば市竹園一丁目6番地1号
スタートアップ営業部	東京都中央区八重洲二丁目2番1号

## ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町5番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町二丁目50番地43	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の 主要業務
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勲業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町一丁目5番17号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
ゆきぐに信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央四丁目8番2号ウエスギビル2階	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町114番地の1	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中央区中沢町81番18号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西區北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市仲之町二丁目18番地1	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬港町12番2号	信用協同組合
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫

- 二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	888
---------	-----

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- ロ 重要な設備の新設  
該当ございません。

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	不動産管理業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金MIRAIハーベスト	東京都東村山市美住町二丁目10番1	事務代行業務	15百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	情報サービス、コンサルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—
商工中金キャピタル株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	投資業務	100百万円	100.00	—
株式会社商工中金ヒューマンデザイン	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	人材サービス業務	50百万円	100.00	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子会社等有する議決権の比率であります。  
 4. 該当がない場合は「—」で表示しております。  
 5. 連結対象の子会社等は上記10社であります。

### 重要な業務提携の概況

該当ございません。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## (8) その他現況に関する重要な事項

### 重要な業務提携の概況

1. 中小企業へのサポートを強化するため、2026年3月31日現在、371の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と個別分野での業務協力文書を締結しております。

2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びりサル商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。  
株式会社ゆうちょ銀行、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

## 2 会社役員（取締役、会計参与及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） グループCEO 業務執行全般、監査部	—	—
牧野秀行	取締役副会長	—	—
中塩浩幸	取締役常務執行役員 ファイナンス本部長	—	—
山田真也	取締役常務執行役員 ソリューション本部長兼国際・資金証券本部長	—	—
大久保和孝	社外取締役	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） サンフロンティア不動産株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役社長	—
石黒不二代	社外取締役	三井物産株式会社社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役	—
有馬充美	社外取締役	株式会社西武ホールディングス社外取締役 株式会社高島屋社外取締役 カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社社外取締役 キヤノン株式会社社外取締役	—
夜久敏和	社外取締役	—	—
寺内真彦	取締役（常勤監査等委員）	—	—
早川美佳	取締役（常勤監査等委員）	—	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小 粥 純 子	社外取締役（監査等委員）	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授 小粥純子公認会計士事務所代表 日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員） 大和ハウスリート投資法人監督役員 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役 株式会社TBSホールディングス社外監査役 株式会社TBSテレビ監査役	—
川 村 雄 介	社外取締役（監査等委員）	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 キヤノン株式会社社外取締役 東洋アルミニウム株式会社社外取締役 DM三井製糖株式会社社外取締役（監査等委員）	—
石 川 貴 教	社外取締役（監査等委員）	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2026年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
鍛 治 克 彦	専務執行役員
牧 浦 真 司	専務執行役員
山 口 智 之	常務執行役員
佐 藤 淳 淳	常務執行役員
高 畑 和 憲	常務執行役員
佐 野 吉 浩	常務執行役員
垂 石 享 享	常務執行役員
山 中 秀 彦	常務執行役員
中 島 秀 記	常務執行役員
田 中 広 郎	常務執行役員

2. 当金庫は、監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を1名選任しております。  
補欠の監査等委員である取締役 野崎 晃
3. 当金庫では、社内事情に精通したものが重要な会議への出席や内部監査部門との連携等を行い、得られた情報を監査等委員会と共有することにより、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、寺内真彦氏及び早川美佳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役小粥純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役石川貴教氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中谷 肇	取締役副会長	一般財団法人商工総合研究所代表理事	2025年6月19日 任期満了
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員	—	2025年6月19日 任期満了
牧浦 真司	取締役 (社外取締役)	—	2025年6月19日 任期満了

7. 該当がない場合は「—」で表示しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額 (うち報酬以外の金額)	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	変動報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	11人 (5人)	283 (95) (39 (6))	163 (33)	23 (—)	95 (6)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5人 (3人)	99 (10) (36 (3))	86 (30)	— (—)	10 (3)
計	16人	382 (106)	250	23	106

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 該当がない場合は「—」で表示しております。  
 3. 業績連動報酬に係る業績指標は当金庫単体当期純利益であり、2025年3月期の実績は25,635百万円であります。当該指標を選択した理由は、当金庫単体当期純利益が、当金庫の企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当金庫単体当期純利益の額及び各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえて決定しております。  
 4. 会社役員に対する報酬限度額は、2025年6月19日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額350百万円以内（うち社外取締役分75百万円以内）、監査等委員である取締役については年額135百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）であります。  
 5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「支給人数」には、2025年6月19日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）が含まれております。  
 6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「退職慰労金」には、役員退職慰労金49百万円のほか、役員退職慰労引当金繰入額46百万円を含めております。  
 7. 監査等委員である取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労引当金繰入額10百万円が含まれております。  
 8. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会の決議により、また、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により定めております。

9. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
- ・執行役員を兼務する取締役  
2025年6月30日までは、退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※  
2025年7月1日以降、役員別基準額×役員別係数×在職期間（月数）×業績勘案率※  
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
  - ・執行役員を兼務しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）  
2025年6月30日までは、「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）  
2025年7月1日以降、役員別基準額×役員別係数×在職期間（月数）  
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- 役員の報酬等の算定方法の決定方針等
- 当金庫は、2025年6月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。
- ・当該方針の決定の方法
1. 基本方針
    - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の制度は、以下の考え方に基づいた設計とする。
      - ①当金庫における役員報酬制度は、PURPOSE・MISSIONの実現を通じてステークホルダーへの価値創出を実現していくために、役員が変化・チャレンジしていくことを動機づける報酬制度であること
      - ②取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員の職責を反映し、優秀かつ多様な人財の獲得・定着に向けた競争力ある水準であること
      - ③中長期的な企業価値向上・お客さまへの還元とともに、短期的な経営目標に対する貢献・挑戦意欲を高め、適切に機能するインセンティブ制度であること
      - ④全てのステークホルダーに対して説明責任を果たすとともに、透明性・客観性を確保した役員報酬決定プロセスであること
  2. 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針
    - ・取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬は、役位、期待される役割及び責任に応じて、過半数を独立社外取締役とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。社外取締役の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、過半数を独立社外取締役とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。
    - ・非業務執行取締役の役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。
  3. 業績・成果連動報酬等に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針
    - ・取締役（非業務執行取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に以下の業績指標の結果に基づいて決定する支給率を乗じたものとし、過半数を独立社外取締役とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。
      - ①当期純利益、②OHR、③ESG総合評価、④NPS、⑤eNPS、⑥個人成果
    - ・取締役（非業務執行取締役を除く。）の役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。  
【計算式】各事業年度の「役員別基準報酬月額」×「役員別係数」×在職期間（月数）×業績勘案率※  
※業績勘案率：年次評価による率、その他功績等に応じた加減算（退職時に最終決定）
  4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針
    - ・取締役（非業務執行取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）は、変動報酬が報酬全体に占める

割合は0%～35%の範囲内で設定する。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

- ・固定報酬は、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬は、前年度の決算及び各役員の成果が確定後、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金は、株主総会終了後、速やかに支給する。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
牧野秀行	<p>在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。</p>
大久保和孝	
石黒不二代	
有馬充美	
夜久敏和	
寺内真彦	
早川美佳	
小粥純子	
川村雄介	
石川貴教	

### (4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫全ての取締役及び委任型執行役員	<p>会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。</p> <p>(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。</p> <p>当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。</p>

□ 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫全ての取締役及び委任型執行役員	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
大久保 和 孝	株式会社大久保アソシエイツ セガサミーホールディングス株式会社 サンフロンティア不動産株式会社 株式会社LIFULL 株式会社サーラコーポレーション 武蔵精密工業株式会社 株式会社SS Dnaform 代表取締役社長 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 代表取締役社長
石 黒 不 二 代	三井物産株式会社 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役 社外取締役
有 馬 充 美	株式会社西武ホールディングス 株式会社高島屋 カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社 キャノン株式会社 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役
夜 久 敏 和	－
小 粥 純 子	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 小粥純子公認会計士事務所 日本調理機株式会社 大和ハウスリート投資法人 株式会社民間資金等活用事業推進機構 株式会社TBSホールディングス 株式会社TBSテレビ 教授 代表 社外取締役 (監査等委員) 監督役員 社外監査役 社外監査役 監査役
川 村 雄 介	一般社団法人グローバル政策研究所 キャノン株式会社 東洋アルミニウム株式会社 DM三井製糖株式会社 代表理事 社外取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員)
石 川 貴 教	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

- 注1. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員)、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役 (監査等委員)、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社SS Dnaformの代表取締役社長であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役石黒不二代氏は、三井物産株式会社の社外取締役及びセガサミーホールディングス株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
3. 取締役有馬充美氏は、株式会社西武ホールディングスの社外取締役、株式会社高島屋の社外取締役、カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社の社外取締役及びキャノン株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

4. 監査等委員である取締役小粥純子氏は、東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）の教授、小粥純子公認会計士事務所代表、日本調理機株式会社の社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人の監督役員、株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外監査役、株式会社TBSホールディングスの社外監査役及び株式会社TBSテレビの監査役ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査等委員である取締役川村雄介氏は、一般社団法人グローバル政策研究所の代表理事、キャノン株式会社の社外取締役、東洋アルミニウム株式会社の社外取締役及びDM三井製糖株式会社の社外取締役（監査等委員）ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査等委員である取締役石川貴教氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
7. 該当がない場合は「-」で表示しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役に於ける発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
大久保 和 孝	12ヵ月 (通算69ヵ月)	当期開催の取締役会15回全てに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。
石 黒 不 二 代	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会15回全てに出席しております。	主にデジタルマーケティングの分野での企業経営の経験・見識に基づき、経験豊富なDX分野に係る視点から中小企業の取り巻く急激な経済環境変化の中における当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行う等役割を果たしております。
有 馬 充 美	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会15回全てに出席しております。	主に金融、グローバル、DE&I分野における豊富な経験に係る視点から当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
夜 久 敏 和	9ヵ月 (通算9ヵ月)	当期開催の取締役会12回全てに出席しております。	主にDE&I、人的資本経営及びコンプライアンス分野における豊富な経験に係る視点から当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長代理として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
小 粥 純 子	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会15回全てに出席しております。 当期開催の監査等委員会17回のうち16回に出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。
川 村 雄 介	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会15回全てに出席しております。 当期開催の監査等委員会17回全てに出席しております。	主に金融、コンプライアンス、グローバル、サステナビリティ分野における豊富な経験に係る視点から当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見と主体的役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
石川 貴教	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会15回全てに出席しております。 当期開催の監査等委員会17回全てに出席しております。	主に法律・コンプライアンス分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。

- 注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査等委員会への出席状況と監査等委員会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。
2. 夜久敏和氏の取締役会への出席状況は、2025年6月19日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当金庫定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等（うち報酬以外の金額）	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等	退職慰労金
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	5人	39 (6)	該当ございません。	6
監査等委員である 取締役	3人	36 (3)	該当ございません。	3
報酬等の合計	8人	76 (10)	該当ございません。	10

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金1百万円及び役員退職慰労引当金繰入額4百万円、監査等委員である取締役の役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
3. 「退職慰労金」には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金1百万円及び役員退職慰労引当金繰入額4百万円、監査等委員である取締役の役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
4. 上記取締役の支給人数には、2025年6月19日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	23,297名
-------------	---------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等（千株）	持株比率（%）
全日本火災共済協同組合連合会	11,030	0.86
中部交通共済協同組合	8,085	0.63
関東交通共済協同組合	6,639	0.51
鹿児島県火災共済協同組合	6,039	0.47
株式会社珈栄舎	5,930	0.46
MUFGファイナンス&リーシング株式会社	5,300	0.41
東京木材問屋協同組合	5,290	0.41
大阪船場繊維卸商団地協同組合	5,091	0.39
協同組合小山教育産業グループ	4,823	0.37
北央信用組合	4,662	0.36

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（905,811千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (4) 株主構成

区分	持株数等（千株）	持株比率（%）
中小企業等協同組合	666,720	52.05
事業協同組合・同連合会	601,442	46.96
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	63,515	4.95
企業組合	1,761	0.13
協業組合	6,065	0.47
商工組合・同連合会	24,598	1.92
商店街振興組合・同連合会	1,653	0.12
生活衛生同業組合・同連合会	3,813	0.29
酒類業組合・同連合会	578	0.04
内航海運組合・同連合会	3,217	0.25
輸出組合・輸入組合	4	0.00
市街地再開発組合	-	-
中小企業団体中央会	5,267	0.41
商工会議所	6,070	0.47
商工会・商工会連合会	741	0.05
中小企業団体の構成員	554,125	43.26
その他	7,863	0.61

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式905,811千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

#### (5) 役員保有株式

該当ございません。

### 5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

### 6 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 遠藤 英昭 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 本間 正彦 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原澤 哲史	123	①監査等委員会が会計監査人の監査報酬に同意した理由 過年度における監査内容は相当であり、監査時間・報酬に係る計画と実績を対比し、また、他社の情報を収集し、当事業年度の報酬額について監査等委員会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意しております ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・特別目的の四半期連結財務諸表レビュー（第1四半期及び第3四半期） ・コンフォートレター作成業務 等

注1. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は134百万円であります。

2. 当金庫において、当該事業年度に係る報酬等の額以外に、前事業年度の監査証明業務に基づく報酬の支払額が19百万円あります。

#### (2) 責任限定契約

該当ございません。

#### (3) 補償契約

該当ございません。

#### (4) 会計監査人に関するその他の事項

##### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査等委員会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第399条の2に基づき監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当ございません。

### 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

### 8 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

### 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

### 10 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

### 11 その他

会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当金庫は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号から第3号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

当金庫は、かかる規定を踏まえ、自己資本の状況等を総合的に判断したうえで適切に対応する方針であり、当金庫株式の流動性確保及び株主還元の強化を目的とし、一定の自己株式の取得について、2026年度内を目途に実施する予定です。





## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 英昭  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 正彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原澤 哲史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、その職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社商工組合中央金庫 監査等委員会

委員長	川村雄介 <sup>㊟</sup>
監査等委員（社外取締役）	
常勤監査等委員	寺内真彦 <sup>㊟</sup>
常勤監査等委員	早川美佳 <sup>㊟</sup>
監査等委員（社外取締役）	小粥純子 <sup>㊟</sup>
監査等委員（社外取締役）	石川貴教 <sup>㊟</sup>

(注) 監査等委員 川村雄介、小粥純子及び石川貴教は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

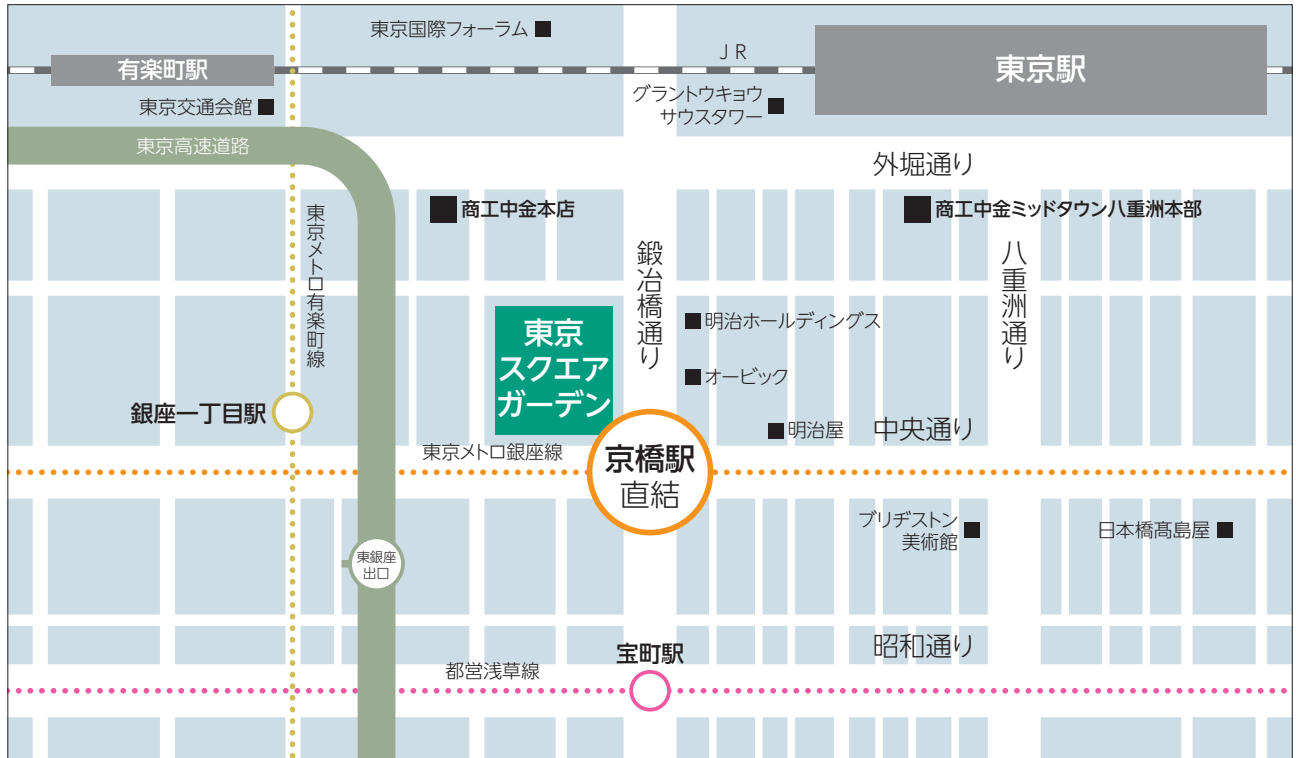
## 第18回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール

電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、  
植物油インキを  
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。